

Title	フランス民法担保編における譲渡担保規定の実現
Sub Title	La fiducie sûreté est enfin introduite dans le livre IV du code civil français: traduction de l'ordonnance n ° 2009-112 du 30 janvier 2009 portant diverses mesures relatives à la fiducie et loi n ° 2009-526 du 12 mai 2009 de simplification et de clarification du droit et d'allègement des procédures.
Author	平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.8 (2009. 8) ,p.77- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090828-0077">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090828-0077</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# フランス民法担保編における譲渡担保規定の実現

平野 裕之

平野単独の紹介、翻訳とすることにした。

## I はじめに

筆者は、片山直也氏との共訳により、フランスにおける二〇〇六年三月二三日のオールドナンスによりなされた民法の担保法規定の改正について条文と立法理由について翻訳を公表した<sup>①</sup>。今年（二〇〇九年）、この我々の紹介・訳出したフランス担保規定に重要な改正があったので、フランス担保法を日本に紹介した者として、今回の改正についても紹介する責任があるものと思ひ、ここに改正法を紹介、翻訳したい。但し、今回は、信託担保（fiducie-streite<sup>②</sup>）という日本という譲渡担保についての規定を民法に導入する改正であり、担保法全体にかかわる大改正ではないので、

## II 解説の部

一 信託に関していくつかの改正を施す二〇〇九年一月三〇日のオールドナンス二〇〇九―一二二号  
二〇〇六年フランス改正担保法は、民法に新たに担保編を設けて（第四編）、人的・物的担保関係の既存規定を正または改正せずしてそこに再編成するだけでなく、留置権についての一般規定、経営指導念書や独立担保についての新たな規定を導入したが、懸案とされていた信託担保（譲渡担保）規定は盛り込まれなかった。  
当初は、担保法改正によって信託担保（譲渡担保）規定

を担保編に新設する予定であったが、信託法の立法が進められることが決められたため、信託担保（譲渡担保）規定は信託法の立法に任せることにし、担保法の改正の対象から除外されたのである（オールドナンスによる民法改正の授権の対象にされなかった）。フランスでは、日本でいうところの譲渡担保は所有権を移転する信託行為として理解されているため、信託法の立法によって規定が設けられるべきものとされたためである。

ところが、肝心の「信託を創設する二〇〇七年二月一九日の法律二〇〇七-一一一号」(la loi n° 2007-211 du 19 février 2007 instituant la fiducie) は、民法に信託規定を挿入したが、信託の担保としての利用を前提とした規定は設けておらず、管理信託を念頭に置いた規定<sup>(3)</sup>だけしか設けなかったのである。そのため、信託を担保に用いることができるように適切な規定を置くことの必要性が指摘されていた。しかし、民法の信託法規定が二〇〇八年八月四日の経済現代化法 (la loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie) によって改正された際にも、民法の信託規定に担保への利用を念頭においた特別規定は導入されず、この点の改善は一切されなかった。

その後、この二〇〇八年八月四日の経済現代化法により、

信託の受託者となる資格を持つ者として弁護士が追加されたこと、また、自然人も信託の設定が可能になったことから、関連して必要な改正が要請されることになった。そのため、経済現代化法は一八-V条により、政府がオールドナンスの方式によって、この法律の公布から六カ月以内に、①弁護士が受託者となることになったことに関連する必要な補充的措置をとることと、②自然人が、恵与目的を除き、担保または管理目的の信託を設定できるようにするための適切な立法措置をとることを授權していたのである（また、オールドナンス公布後三カ月以内に議会により承認の決議を受けることも義務づけている）。この授權に基づいて、本稿で翻訳をする「信託に関するいくつかの改正を施す二〇〇九年一月三〇日のオールドナンス二〇〇九-一一二号」(l'ordonnance n° 2009-112 du 30 janvier 2009 portant diverses mesures relatives à la fiducie<sup>(4)</sup>) が作られたのである。

このオールドナンスは、民法の信託規定の中に信託を担保のために利用することを規律する規定を挿入するのではなく、担保編に「担保として設定された信託」(La fiducie constituée à titre de garantie)<sup>(4)</sup>と題して一連の規定を挿入したのである。この法律を改正するオールドナンスは議会

の承認を経る必要があるが、議会は承認に際して、次に述べるように二〇〇九年五月一二日の法律の中で、導入されたいばかりの担保編の信託担保についての規定にいくつかの改正を加えている。<sup>5)</sup>

## 二 その後の議会による承認及び補充改正

### (一) オルドナンスの議会承認のための報告書

二〇〇九年一月三〇日の信託法改正オルドナンスが公布されて直ぐに、議会による承認のための報告書が大統領に提出されている。<sup>6)</sup> この報告書によれば、担保のための信託規定の創設について次のように説明されている。以下の説明によって改正の要点は尽くされていると思われるので、改正法の解説はせず、報告書の説明を訳出するととどめておこう。<sup>7)</sup>

「信託は、これが担保として利用される場合には、設定者の財産について重大な結果をもたらすことになる。もし、設定者がその債務を履行しなかった場合に、信託に供した財産を最終的に失ってしまうことになる。また、二〇〇六年三月二三日のオルドナンス二〇〇六―三四六号によって、担保に関していくつかの「設定者のため

の」保護規範が導入されたが、自然人にも信託の利用を認めたため、「自然人によって」信託が債務の担保のために設定された場合にも、同様の保護措置が伴われる必要がある。

このような観点から、本章「信託の担保のための利用」は、一方で、自然人である設定者にその責任の範囲を十分に知らしめるために、信託契約に補充的な言及を義務付けること、他方で、設定者がその債務を履行しなかった場合に、信託の受益者「債権者」が被担保債権よりも「担保に供された信託」財産が価値の高いものである場合には、設定者に清算をすることを確かなものとするということ二つの目的を持っている。

これらの規定は、既に物的担保に関して規定が存在している(例えば、質権については、二二三六条によって契約の要式主義、そして、二三四八条によって「流質により質権者に」財産が移転される場合についての規範を定めている)、また、動産のみならず不動産についての信託にも等しく適用されるべきものである。

本章は、また、「担保のための」信託を繰り返し利用する(rechargement)方法について規制することも予定している。ある財産が「担保のために」信託財産とさ

れた場合に、例えばその財産が当初の被担保債権「額」よりも価格が上回るものである場合または当初の債務の一部が弁済された後に、その財産の「剰余」価値を新たな債権のために利用することができるようにすることは、設定者の利益となる。このようなメカニズムは、すでに実定法において「抵当権につき」実現されているものである。ところが、「担保のための信託」実務についてはこれを規制する特別の規範は存在していないのである。それ故、信託を自然人が利用することを認めるに際して、民法二四二二条に規定されている繰り返し利用可能な抵当権 (Hypothèque rechargeable) についての規定を参考にして、これを規律することが必要になったのである。そのため、本章は、繰り返し利用できることを合意した時における財産の評価額に、繰り返し利用できる金額を制限しようとしている。

これらの規定は、担保のために設定された信託にのみ適用されるものであるが、民法第四編の担保についての部分に、それぞれ動産は動産「担保」についての第二章に、不動産は不動産「担保」についての第三章に挿入される。

これらの規定では、債務者ではなく設定者が規定され

ている。通常は、「債務者と設定者は」ただ一人同じ者が問題になるのであるが、担保が約束された債務の債務者のために、第三者(例えば、親)が財産を担保に供することを禁じる規定はない。それ故に、保護のための規定は設定者に適用されるようにしておくことが適切なのである。

第三条は、民法二二二九条を担保についての第四編において、信託契約を用いて動産の所有権を移転する可能性を認めるための改正をするものである。

第四条は、信託契約による所有権の移転を付け加えるために、第四章のタイトルを変更するものである。

第五条は、第四章を変更し、二つの節を新たに付け加えるものである。一つは、担保のために留保された所有権に関するもので、既に存在している規定を移し替えるだけである。もう一つは、信託によって譲渡された所有権に関するものである。後者の節は、六つの新しい条文を含んでいる。

——二二七二―一条は、動産についての所有権の移転にかかわる担保信託を定義している。

——二二七二―二条は、「動産についての担保のための信託」契約が有効となるために必要な記載を導入する

ものである。即ち、「担保のための信託」契約は、被担保債権の性質及び信託財産として移転される財産の価格を明らかにしなければならず、これを怠ると「契約は」無効とされる。

——二三七二―三条と二三七二―四条は、受益者が担保されている債権者（二当事者間の信託）か、または、受益者が第三者（三者間の信託）かにより分けて、信託契約によって担保されている債務が履行されなかった場合に適用される規定を置いている。そこでは、債権者が、譲渡された財産についての処分権を取得すること、及び、譲渡された財産の価格と被担保債権「額」との差額に匹敵する金額を設定者に支払うべきことを規定している。この価格は、信託契約の期間内に代わるものなので、合意または裁判所による鑑定人によって定められる。この規定によって、債権者が不当な利得を得ることを回避できることになる。「信託」契約において、受益者により財産が売却されることを予定している場合には、被担保債権「額」と移転された財産の価格との差額に対応する「清算」金額の計算は（設定者に支払われるべき金額）、売買の価格を基本として行われる。

——二三七二―五条は、繰り返し利用可能な「担保」

信託の内容を定めている<sup>(9)</sup>。この規定は、内容及び登録について、最初の契約には要式主義が適用されることを規定している。全国信託登記が機能するようになったならば、信託を繰り返し利用可能なことが記載内容とされることは必須のものである。それ故、これらの規定は公の秩序「に関する規定」である。とりわけ、繰り返しの利用は、信託に供された財産の価格までに限界づけられる。

——二三七二―六条は、これらの規定が法人によって担保として設定された信託には適用されるものではないことを規定している。法人による信託は「信託の」原則規定により規律される。

第六条は、民法二三七三条を改正するものであり、担保としての不動産所有権の譲渡の可能性について言及するものである。

第七条は、第八章に信託契約による不動産の所有権の移転についての第三節を創設するものである。この章は、動産についての「先に述べた」担保信託に適用される新たな規律を不動産に拡大する二四八八条から二四八八―六条の新たな規定を含んでいる。」

(二) 手続きの軽減及び法の明確化及び単純化についての二〇〇九年五月一二日の法律二〇〇九一五二六号による民法改正

議会は、「手続きの軽減及び法の明確化及び単純化についての二〇〇九年五月一二日の法律二〇〇九一五二六号」(la loi n° 2009-526 du 12 mai 2009 de simplification et de clarification du droit et d'allègement des procédures) によって、二〇〇九年一月三〇日のオルドナンスを承認するだけでなく(一四〇条<sup>1)</sup>、新たな信託担保の規定にいくつかの改正を加えている。改正点は三点である。

①新設された設定者を保護する信託担保規定は、二〇〇八年改正により信託を自然人も利用できるようになったため、信託担保が自然人によって設定されることも考えられるため導入されたものである。二〇〇九年一月三〇日のオルドナンスでは、法人は適用外とされていた(動産については二三七二一六条、不動産については二四八八一六条による)。しかし、二〇〇九年五月一二日の法律により、この制限が排除される(二三七二一六条と二四八八一六条が削除される)。

二〇〇九年一月三〇日のオルドナンスが自然人にのみ適

用されることになったのは、二〇〇八年八月四日の法律によるオルドナンスへの授権が、自然人も信託を設定することが可能になったことに対する適切な立法措置をとることとしていたためである。しかし、二〇〇九年五月一二日の法律が法案段階で議会に提出された理由書<sup>10)</sup>によれば、オルドナンスの承認に際して、二三七二一六条及び二四八八一六条を削除して、この規定を法人にも適用を拡大するのが適切とされている。なぜならば、反対解釈によって、信託担保が法人によって利用できないと考えられてはいけない<sup>11)</sup>し、また、担保編の規定で自然人が設定した担保か法人が設定した担保かで区別するものではなく、今回導入された信託担保の規定の多くは既存の担保編の規定を流用したものであるからである。

②他方で、動産については二三七二一五五二項、不動産については二四八八一五五二項に、繰り返し利用可能な担保信託において、当初の債権者以外の債権者のために利用する場合には、信託契約時の目的物の価格を基準として利用枠が決められるという原則に対する例外として、新たな利用の時の目的物の価格に限界付けられるという規定が追加された。当初の二〇〇九年一月三〇日のオルドナンスでは適用の人的範囲が制限されていなかったが、二〇〇九年

五月一二日の法律により、この制限が自然人についてのみに適用されるにすぎないことに改正されたのを受けて、設定者を保護する規定を追加したのである。

理由書によれば、信託に供された財産が後日価格が上昇し余剰が生じることを債権者が先取りすることをできないようにして、設定者である自然人を保護する必要があるため、二三七二―五五五二項及び二四八八―五五五二項が置かれたのであるが、法人が繰り返し利用できる信託を設定する場合には、担保は設定後の利用時の価格を超えた額を合意できてしかるべきであるからであると説明されている。

③また、信託の原則規定である二〇二九条によれば、自然人が設定者である場合に、設定者の死亡は信託の終了原因になっているが、これを信託担保に当てはめるのは適切ではない。担保のための信託の場合には、債務が存在している限り設定者が死亡し相続が生じてても、信託を終了させることは適切ではないからである。そのため、動産については二三七二―一条、不動産については二四八八―一条にそれぞれ二項を追加して、信託担保の場合には設定者が死亡しても信託は終了しないことを明記した。立法に際して置かれるべき規定が見落とされても速やかに立法で対処するフランスの立法のスピーディさは感心させられるところ

である。恐らく、規定がなくても、制限解釈によっても対処は可能であろうが。

### III 翻訳の部

ここに翻訳したのは、「信託に関していくつかの改正を施す二〇〇九年一月三〇日のオルドナンス二〇〇九―一二号」により民法担保編に導入された信託担保についての規定、及び、それを再度改正する二〇〇九年五月一二日の法律の関連規定である。このオルドナンスでは、①民法の改正だけでなく、②弁護士職務についての改正、租税規定の改正、④及び、その他の改正がなされているが、ここでは信託担保に関する民法の規定の改正に限定して翻訳をしている。

一 「信託に関していくつかの改正を施す二〇〇九年一月三〇日のオルドナンス二〇〇九―一二号」

#### 第四編 担保

##### 第一章 人的担保

##### 第二章 物的担保



第二二二章 動産担保

二三二九条〔\*傍線部追加〕

動産についての担保は、以下のとおりである。

- 一 動産についての先取特権
- 二 有体動産についての質権
- 三 無体動産についての質権
- 四 担保として留保又は譲渡された所有権

第四節 担保として留保又は譲渡された所有権〔\*傍線部追加〕

線部追加

第二款 担保として譲渡された所有権〔款の新設〕

二三七二―一条〔新設 \*その後、二〇〇九年五月二日の法律により第二項が追加され、また、第一項から「民法」という文字が削除された〕

動産又は権利の所有権は、民法第二〇―一条から第二〇三〇条の適用により締結された信託契約により、債務の担保として譲渡することができる。

二三七二―二条〔新設〕

担保として信託が締結された場合、その契約は、第二〇一八条に規定されている事項の他、被担保債務及び信託財

産として譲渡される物又は権利の評価額についても定めておかなければならず、これを欠く場合には無効となる。

二三七二―三条〔新設〕

① 被担保債務の支払がない場合には、信託契約に反対の特約がない限り、受託者が債権者である場合には、担保として譲渡された物又は権利についての自由な処分権を取得する。

② 受託者が債権者でない場合には、債権者が物を自己に引き渡すよう請求することができ、それを自由に処分することができる。また、信託契約において約定されている場合は、債権者は、「受託者に対して」譲渡された物又は権利の売却及びその代金の全部又は一部の引渡しを求めることができる。

③ 譲渡された物又は権利の価値は、通貨金融法典に該当する組織された市場による肯定価格により決まる場合及び物が金銭である場合を除き、合意又は裁判所により選定された鑑定人によって定められる。これに反する一切の条項は、規定されていないものと看做される。

二三七二―四条〔新設〕

① 信託の受託者が、第二三七二―三条により譲渡された物又は権利の自由な処分権を取得した場合、同条三項に規

定されている価値が被担保債務額を超えるときには、債務額と評価額との差額に対応する金額を、信託財産の管理又は保存のために負担した債務に優先的に支払われた上で、設定者に支払わなければならない。

② 前項と同様の留保の下に「信託財産の管理又は保存のために負担した債務に優先的に支払われることを除き」、信託契約の適用により譲渡された物又は権利の売買を行う場合に、この売却により得られた利益が、被担保債務の価値を上回るときには、その「上回る」部分を設定者に返還しなければならない。

### 二二七二―五条「新設」

① 第二二七二―一条の適用により譲渡された所有権は、それが「可能なことが」明確に規定されている限り、設定行為によって定められた債務以外の債務の担保のために、事後的に用いることができる。

② 前項の場合、設定者は、「担保として譲渡した動産又は権利の所有権を」当初の債権者に対してのみならず、別の新たな債権者に対する担保とすることができ、当初の債権者の債務が支払われていることは必要ではない。この場合に、所有権は、「新たな債権者の債務の担保に」充填がされた時の価値を限度として新たな債務の担保に用いるこ

とができるに過ぎない。

③ 充填の合意は第二二七二―二条の規定に従い約定され、第二〇一九条に規定された方式により登記がなされなければならない。複数の登記がなされている場合には、債権者の順位は登記の日によって決められる。

④ 本条の規定は公序「規定」であり、これに反する一切の条項は規定されていないものと看做される。

二二七二―六条「新設 \*その後、二〇〇九年五月二二日の法律により削除された」

本節の規定は、法人によって担保のために設定された信託には適用されない。

### 第二―三章 不動産担保

#### 二二七三条「\*傍線部追加」

① 不動産についての担保 (*les sûretés sur les immeubles*) は、先取特権 (*les privilèges*)、不動産質権 (*l'antichrèse*) 及び抵当権 (*les hypothèques*) である。

② 不動産の所有権もまた担保として留保又は譲渡することができ。

第八節 担保として譲渡された所有権〔節の新設〕<sup>12)</sup>

二四八八―一条〔新設 \*その後、二〇〇九年五月二二日の法律により改正された〕

① 不動産の所有権は、民法第二〇―一条から第二〇三〇条までの適用により締結された信託契約により、債務の担保として譲渡することができる。

② 担保として信託が締結された場合、その契約は、第二〇―一条に規定されている事項の他、被担保債務及び信託財産として譲渡される不動産の評価額についても定めておかなければならず、これを欠く場合には無効となる。

二四八八―三条〔新設 \*その後、第二項改正〕

① 被担保債務の支払がない場合には、信託契約に反対の特約がない限り、受託者が債権者であるときには、担保として譲渡された物についての自由な処分権を取得する。

② 受託者が債権者でない場合には、債権者が物を自己に引き渡すよう請求することができ、それを自由に処分することができる。また、信託契約において約定されている場合には、債権者は、「受託者に対して」譲渡された物の売却及びその代金の全部又は一部の引渡しを求めることができる。

③ 譲渡された物の価値は、合意又は裁判所により選定さ

れた鑑定人によって定められる。これに反する一切の条項は、規定されていないものと看做される。

二四八八―四条〔新設〕

① 信託の受託者が、第二四八八―三条により譲渡された物の自由な処分権を取得した場合、同条第三項に規定されている価値が被担保債務額を超えるときには、債務額と評価額との差額に対応する金額を、信託財産の管理又は保存のために負担した債務に優先的に支払われた上で、設定者に支払わなければならない。

② 前項と同様の留保の下に「信託財産の管理又は保存のために負担した債務に優先的に支払われることを除き」、信託契約の適用により譲渡された物の売買を行う場合に、この売却により得られた利益が、被担保債務の価値を上回るときには、その「上回る」部分を設定者に返還しなければならない。

二四八八―五条〔新設〕

① 第二四八八―一条の適用により譲渡された所有権は、それが「可能なことが」明確に規定されている限り、設定行為によって定められた債務以外の債務の担保のために、事後的に用いることができる。

② 前項の場合、設定者は、「担保として譲渡した所有権

を「当初の債権者に対してのみならず、別の新たな債権者に対する担保とすることができ、当初の債権者の債務が支払われていることは必要ではない。この場合に、所有権は、「新たな債権者の債務の担保に」充填がなされた時の価値を限度として新たな債務の担保に用いることができるに過ぎない。

③ 充填の合意は、第二四八八―二条の規定に従い約定され、第二〇一九条に規定された方式により登記がなされなければならぬ。複数の登記がなされている場合には、債権者の順位は登記の日によって決められる。

④ 本条の規定は公序「規定」であり、これに反する一切の条項は規定されていないものと看做される。

二四八八―六条「新設 \*その後、二〇〇九年五月二日の法律により削除された」

本節の規定は、法人によって担保のために設定された信託には適用されない。

二 手続きの軽減及び法の明確化及び単純化についての二〇〇九年五月二日の法律二〇〇九―五二六号 (la loi n° 2009-526 du 12 mai 2009 de simplification et de clarification du droit et d'allègement

des procédures) による民法信託担保規定の改正

二三七二―一条「\*第一項の民法第二〇―一条から「民法」の言葉を削除、第二項追加」

① 動産又は権利の所有権を、第二〇―一条から第二〇三〇条までの適用により締結された信託契約により、債務の担保として譲渡することができる。

② 第二〇二九条「の規定」にもかかわらず、自然人である設定者の死亡は、本節の適用によりなされた信託契約を終了させることはない。

二三七二―五条「第二項改正」

① 第二三七二―一条の適用により譲渡された所有権は、それが「可能なことが」明確に規定されている限り、設定行為によって定められた債務以外の債務の担保のために、事後的に用いることができる。

② 「前項の場合、」設定者は、「担保として譲渡した動産又は権利の所有権を」当初の債権者に対してのみならず、別の新たな債権者に対する担保とすることができ、当初の債権者の債務が支払われていることは必要ではない。この場合に、設定者が自然人である場合には、信託財産は、「新たな債権者の債務の担保に」充填がなされた時の評価額を限度として新たな債務の担保に用いることができるに

過ぎない。

③ 充填の合意は、第二三七二―二条の規定に従い約定され、第二〇一九条に規定された方式により登記がなされなければならぬ。複数の登記がされている場合には、債権者の順位は登記の日によって決められる。

④ 本条の規定は公序「規定」であり、これに反する一切の条項は規定されていないものと看做される。

二三七二―六条「削除」

二四八八―一条「第一項の民法第二〇三〇条から「民法」の言葉を削除、第二項追加」

① 不動産の所有権は、第二〇一条から第二〇三〇条の適用により締結された信託契約により、債務の担保として譲渡することができる。

② 第二〇二九条「の規定」にもかかわらず、自然人である設定者の死亡は、本節の適用により為された信託契約を終了させることはない。

二四八八―五条「第二項改正」

① 第二四八八―一条の適用により譲渡された所有権は、それが「可能なことが」明確に規定されている限り、設定行為によって定められた債務以外の債務の担保のために、事後的に用いることができる。

② 「前項の場合、」設定者は、「担保として譲渡した不動産の権利を」当初の債権者に対してのみならず、別の新たな債権者に対する担保とすることができ、当初の債権者の債務が未だ支払われていなくてもかまわない。この場合に、設定者が自然人である場合には、信託財産は、「新たな債権者の債務の担保に」充填がなされた時の評価額を限度として新たな債務の担保に用いることができるに過ぎない。

③ 充填の合意は、第二四八八―二条の規定に従い約定され、第二〇一九条に規定された方式により登記がなされなければならぬ。複数の登記がなされている場合には、債権者の順位は登記の日によって決められる。

④ 本条の規定は公序「規定」であり、これに反する一切の条項は規定されていないものと看做される。

二四八八―六条「削除」

(1) 片山直也・平野裕之「フランス担保法改正オールドナンス(担保に関する二〇〇六年三月二三日のオールドナンス二〇〇六―三四六号)による民法典等の改正及びその報告書(翻訳)」慶應法学八号一六三頁以下(二〇〇七年)。また、その元になった予備草案については、片山直也・平野裕之「フランス担保法改正予備草案——フランス司法省担保法

改正作業グループ報告書及び条文訳（翻訳）「慶應法学九号二〇三頁以下（二〇〇八年）があり、解説としては、山野目章夫・平野裕之・片山直也によるジュリスト一三三三五号（二〇〇七年）、日仏法学二五号（二〇〇九年）のフランス担保法改正の特集がある（簡単に、比較法学六八号参照）。

(2) 本来の管理のための信託は、管理信託 (la fiducie gestion) と呼ばれる。

(3) 但し、議会の承認のための法案では、*projet de loi ratifiant l'ordonnance n° 2009-112 du 30 janvier 2009 portant diverses mesures relatives à la fiducie et modifiant le livre IV<sup>me</sup> du code civil*、「信託及び民法第四編の改正に関するいくつかの改正を施す二〇〇九年一月三〇日のオルドナンス二〇〇九一一二号」と表題が異なっている。

(4) 二つの信託は選択的關係にあるのではなく、担保と管理を同時に一つの信託により利用することも可能であると考えられている。また、担保であるので、信託担保において流担保 (un pacte comissoire) の合意を信託契約においてしておくことができると考えられている。

(5) 信託担保は信託に分類されるので、担保編に特別規定が規定されていればその規定が優先適用されるといっただけであり、信託担保に信託の規定が適用されることが当然の

前提になっている。従って、未だ信託登記制度が実現されていないようであるが、全国信託登記による公示が必要になる。

(6) *Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n° 2009-112 du 30 janvier 2009 portant diverses mesures relatives à la fiducie NOR: JORF n° 0026 du 31 janvier 2009 page 1851 texte n° 44.*

(7) 動産と不動産とについて規定が置かれているが、質権の場合のように集合動産や集合債権の質権設定に匹敵する集合動産や債権の信託担保の規定も置かれていない。

(8) 根抵当権のように、一回の当初の根抵当権設定契約によって被担保債権を包括的に約定するのではなく、個々の債権毎に被担保債権とすることの合意が必要であり、極度額という制限はなく、設定当時の目的物の価格を限度とするという制限があるだけである。異なる債権者に一つの根抵当権の剰余価値を利用させてもよい。根抵当権と区別して充填抵当権という訳が片山教授によってなされている。なお、太矢一彦「フランスにおける充填式抵当権 (Thy-pothèque rechargéable) と抵当権付終身貸付 (le prêt viager hypothécaire) について」(「グリーマルディ教授の解説を中心として」東洋法学 五二巻二号 (二〇〇九年) に充填抵当権についての紹介がある。

(9) 抵当権については、日本の根抵当権とも異なるため、充填抵当権という翻訳が用いられている。根抵当権のように包括的に基準を決めて債権を一切担保するというのではなく、特定の債権を担保する抵当権であるが、被担保債権に対して目的不動産の価格に余剰がある限り、その限度で新たな債権のためにその抵当権を利用でき、債権者さえ異なってもよいのである。余剰がある場合については、初めから余剰がある場合だけでなく、当初の債権が弁済により消滅した場合でもよく——その意味では付従性がない？——、余剰が生じた分について新たな債権の担保に充填可能な抵当権として登記されている抵当権を利用することができる。これと同様の担保を信託担保においても可能にしたのである。

(10) sénat, session ordinaire de 2008-2009 n° 359 projet de loi ratifiant l'ordonnance n° 2009-112 du 30 janvier 2009 portant diverses mesures relatives à la fiducie et modifiant le livre IV<sup>ème</sup> me du code civil.

(11) 実際にそう誤解されていたようであり、自然人へ適用を制限する規定が削除されたことよって初めて信託担保を法人が利用できるようになったと考えられていたようである。あるビジネス関係のホームページでは、これによって、抵当権や質権よりも実効的な担保が利用できるように

なったと歓迎している。流担保の約束があったとしても抵当権に対して、債務者に信用不安が生じた場合、とりわけ司法清算がされる場合にも、信託担保は有効であることが理由である。また、担保のために信託を設定した債務者が、目的不動産の利益を留保することができるが、これは、企業の再生・更生の段階に凍結されることになる。このように、銀行にとって信託担保は実行的でまた魅力的ではあるが、担保として信託に供し所有権を移転する不動産の価格に基づいて登記税（不動産価格の〇・七一五％）と登記費用一二五ユーロを設定者が負担しなければならぬという費用がかかる難点が指摘されており、費用の点での軽減を同時に図る立法がされるべきであったと評されている。

(12) 不動産については、動産とは異なって所有権留保の規定がない。そのために、動産のように「担保のために留保又は譲渡された所有権」という節を設けて、その下に、第一款「担保のために留保された所有権」及び第二款「担保のために譲渡された所有権」といったサブの款を設けるスタイルにはなっていない。